

## 清水聖士管理者の退任に伴う職務代理者の設置について

6月11日から当分の間、副管理者が管理者の職務を代理します。

当組合管理者 清水聖士は、令和3年6月10日をもって組合管理者の職を退任いたしました。

これに伴い、令和3年6月11日から当分の間、地方自治法（昭和22年法律第67号）第152条第1項の規定に基づき、副管理者 秋山浩保が管理者の職務を代理することとなりました。

### 1 職務代理の期間

令和3年6月11日（金曜日）から当分の間

### 2 職務代理者の名称

柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合

管理者職務代理者

副管理者 秋山 浩保